

諮問番号 : 令和6年度諮問第3号(令和6年9月5日付け)

答申番号 : 令和6年度答申第3号(令和7年2月19日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和6年4月22日付けで提起した処分庁岐阜県〇〇県事務所長による生活保護費用徴収決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件処分のうち、費用徴収額が〇〇〇〇〇円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が、処分庁から、審査請求人名義の普通預金口座又は通常貯金口座になされた下表に記載の各入金について処分庁に申告をせず、生活保護費を不正に受給していたことを理由に、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第78条の規定に基づき〇〇〇〇〇円を徴収する旨の本件処分を受けたところ、本件処分の一部について不服があるとして、当該部分の取消しを求めて提起した事案である。

入金日	振込(送金)名義人	入金額
令和〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇円

以下、審査請求人が、令和〇年〇〇月〇〇日に「〇〇〇〇〇」から受けた〇〇〇〇〇〇円の入金を「本件入金1」と、令和〇年〇〇月〇〇日に「〇〇〇〇〇」から受けた〇〇〇〇〇〇円の入金を「本件入金2」と、令和〇年〇〇月〇〇日に「〇〇〇〇〇」から受けた〇〇〇〇〇〇円の入金を「本件入金3」と、令和〇年〇〇月〇〇日に「〇〇〇〇〇」から受けた〇〇〇〇〇〇円の入金を「本件入金4」と、令和〇年〇〇月〇〇日に「〇〇〇〇〇」から受けた〇〇〇〇〇〇円の入金を「本件入金5」と、令和〇年〇〇月〇〇日に「〇〇〇〇〇」から受けた〇〇〇〇〇〇円の入金を「本件入金6」という。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のように主張し、本件処分のうち次の各号に掲げる入金はどちらも収入ではないため不正受給をしていないとして、当該入金に係る部分の取消しを求めている。

1 本件入金1及び本件入金6について

いずれも借入金であり、借入金は税理士の作成する帳簿においても負債であり、収益を得るものではないため、収入とみなされるのはおかしい。

2 本件入金5について

支払い過ぎた〇〇代が返却されたものであり、これも収入としてみなされるのはおかしい。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分のうち、費用徴収額が〇〇〇〇〇円を超える部分は、本件審査請求に理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により取り消されるべきであり、その余の部分に係る本件審査請求については、理由がないことから、同法第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

本件入金1から本件入金6までの各入金（合計〇〇〇〇〇円。以下「本件各入金」という。）は、審査請求人の口座に入った時点で審査請求人の活用可能な資産が増加しており、法第61条の規定により届出又は申告すべき収入に該当する。

このうち、本件入金1から本件入金5までの各入金（合計〇〇〇〇〇円）は、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月

た際に徴収した保証金〇〇〇〇〇円から、同人の〇〇料金の未納分（令和〇年〇〇月〇〇分〇〇〇〇〇円及び令和〇年〇〇月〇〇分〇〇〇〇〇円）を精算した上で、その残額を同人に返金したものである旨の回答があった。

第8 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる

2及び3 略

イ 法第8条は、基準及び程度原則について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 略

ウ 法第25条は、職権による保護の開始及び変更について、次のとおり規定している。

「第25条 略

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3 略

エ 法第29条は、資料の提供等について、次のとおり規定している。

「第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」

という。) に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 略

オ 法第61条は、届出の義務について、次のとおり規定している。

「第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」

カ 法第78条は、費用等の徴収について、次のとおり規定している。

「第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」

2から4まで 略

(2) 費用返還等取扱通知

費用返還等取扱通知の3は、法第78条に基づく費用徴収決定について、次のとおり定めている。

「3 法第78条に基づく費用徴収決定について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金

品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(1)及び(2) 略

2 本件処分について

(1) 本件各入金を収入に該当するとしたことについて

ア 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定し、収入に変動があつたときの被保護者の届出義務を定めている。

イ そして、「生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであるから（法4条1項、8条1項）、保護実施の有無の判断に当たり認定すべき収

入は、被保護者が最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むものと解すべきである。そうすると、被保護者が保護受給中に借入れをした場合、社会通念上収入として認定することが不相当と認められる場合を除き、収入認定の対象とすべきである。」（福岡地方裁判所平成21年3月17日判決（平成17年（行ウ）第5号））とされている。

また、「特定の個人名義の預貯金口座にされた入金は、その個人に宛ててされたものであり、その個人がこれを自らの資産として活用し得るのが通常であるから、これに反する特段の事情がない限り、当該入金は、その個人の収入に当たると解するのが相当である。」（さいたま地方裁判所平成28年9月21日判決（平成26年（行ウ）第55号））とされている。

ウ 処分庁の職員が審査請求人に対して借用書等の提示を求めたがその提示がなかった。また、審査請求人が主張する支払い過ぎた〇〇代の還付金について、審理員から審査請求人に対し、資料の提出を促し、及び〇〇〇〇〇の会社名等に関する質問をしたが、審査請求人から応答がなかった。

なお、審査請求人が主張する支払い過ぎた〇〇代の還付金について、当審査会において調査をした結果、本件入金5は、審査請求人が生活保護受給開始前に〇〇〇〇〇契約の相手方に支払った〇〇〇〇〇契約に係る保証金が、〇〇料金の未納分が精算された上で、同人に返金されたものであることを確認した（上記第7の2）。

エ そうすると、本件において前掲福岡地方裁判所判決にいう「社会通念上収入として認定することが不相当と認められる場合」や前掲さいたま地方裁判所判決にいう「特段の事情」があるということとはできない。よって、本件各入金は、審査請求人の口座に入った時点で審査請求人の活用可能な資産が増加しており、収入認定の対象となるものであることから、法第61条の規定により届出又は申告すべき収入に該当する。

オ 審査請求人は、本件入金1及び本件入金6は借入金であり、借入金は負債に当たるから収入とみなされるのはおかしいと主張する。

しかし、「上記入金が借入金であったとしても、当該借入れによって被保護者である原告の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加していることは明らかであるから、保護の補足性（法4条1項）の観点から、これを収入として取り扱わないことは不合理な結果を招来するものというほかはない。」（前掲さいたま地方裁判所判決）とされていること

からも、処分庁の判断は借入金を収入と判断した点では正当である。

また、審査請求人が保護の開始申請の面談の際に交付を受けた「生活保護の手引き」には「金融機関や知人等からお金を借りた場合、借りたお金は全額を収入として認定することになり、生活保護費を減額調整（額によっては生活保護停止又は廃止）することになります。」と記載されており、審査請求人は、法第61条の規定に基づく収入申告の義務がある旨が記載された確認書に署名している。

そうすると、審査請求人は、保護の決定及び実施に当たり借金が収入として取り扱われること、並びに何らかの収入があった場合には申告しなければならないことを、保護の開始の申請時から認識していたものと認められ、審査請求人の主張は失当である。

カ 審査請求人は、本件入金5について支払い過ぎた〇〇代が返却されたものであり収入とみなされるのはおかしい旨を主張するが、たとえ過払金として後日還付を受けた金銭であっても、それを受けた時点で審査請求人の利用可能な資産が増加することは明らかである。また、「生活保護の手引き」には届出（申告）が必要な収入として「債務整理による過払金収入」が記載されており、かつ、「上記は一例で、あらゆる収入の申告が必要です。」と明記されていることから、上記オと同様に、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」の該当性について（本件入金1から本件入金5まで）

ア 「保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に、被保護者の生活状況を調査しなければならないが（生活保護法25条2項）、上記実施機関の調査のみでは、被保護者の生活状況を正確に把握することは困難であるので、同法61条は、被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとし、被保護者に上記事項の届出義務を課して保護の円滑な実施を図るとともに、同法78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるとしている。上記各規定の趣旨に照らすならば、同法78条にいう『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申告することの

みならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解するのが相当である。」（札幌地方裁判所平成20年2月4日判決（平成18年（行ウ）第10号））とされている。

イ また、法第78条第1項の規定は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者」に対して適用される規定であるところ、同項を適用する際の基準として、費用返還等取扱通知において、(ア)「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、(イ)「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、(ウ)「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び(エ)「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が掲げられている。

なお、法第78条第1項の規定を適用する際の基準について定める費用返還等取扱通知の内容に、不合理な点は見当たらない。

ウ これを本件についてみると、上記第8の2(1)オで述べたとおり、審査請求人は、処分庁の職員から収入の届出又は申告の義務について記載された「生活保護の手引き」の交付を受け、収入の申告義務について理解したことを示す確認書に署名し、処分庁に提出していることから、保護の受給期間中に借入金等を含め何らかの収入があった場合には処分庁に申告しなければならない義務があることを知っていたと認められる。

エ そして、本件入金1は、法第29条第1項の規定に基づく調査によって処分庁が知るところとなり、令和〇年〇〇月〇〇日に提出された同月〇〇日付けの収入申告書に記載されておらず、同年〇〇月〇〇日に提出された同月〇〇日付けの資産申告書や収入申告書にも記載されていなかったのであるから、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（費用返還等取扱通知の3④）に該当する。

また、令和〇年〇〇月〇〇日に、処分庁の職員が審査請求人に対して、申告漏れの収入がないか確認したところ、審査請求人は「ない」と答えた後に処分庁から追及を受けて本件入金1は借金である旨を答えた経緯からすると、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求

めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」
(費用返還等取扱通知の3③)にも該当する。

以上に加え、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解される(上記第8の2(2)アの札幌地方裁判所判決参照)ことも考慮すれば、審査請求人は本件入金1について「不正な手段」(法第78条第1項)により保護を受けたと処分庁が判断したことに違法又は不当な点はない。

オ 次に、本件入金2から本件入金5までの各入金についても、令和〇年〇〇月〇〇日に提出された同月〇〇日付けの収入申告書に記載されていなかったところ、法第29条第1項の規定に基づく調査によって処分庁が知るところとなったのであるから、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」(費用返還等取扱通知の3④)に該当する。

以上に加え、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解される(上記第8の2(2)アの札幌地方裁判所判決参照)ことも考慮すれば、本件入金2から本件入金5までの各入金について、審査請求人は「不正な手段」(法第78条第1項)により保護を受けたと処分庁が判断したことに違法又は不当な点はない。

カ なお、令和〇年〇〇月〇〇日に提出された同月〇〇日付けの資産申告書に添付された通帳の写しには、本件入金2から本件入金5までの各入金の記載があるところ、同月〇〇日に処分庁の職員からの確認に対し審査請求人は申告漏れがない旨の回答をしている。

そうすると、審査請求人は、資産申告書に通帳の写しを添付した形であるものの処分庁に申告したことを前提に、本件入金2から本件入金5までの各入金について申告漏れはない旨の回答をした可能性を否定することはできない。

よって、本件入金2から本件入金5までの各入金について申告漏れはない旨の回答に虚偽があったとはいいい切れないから、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」(費用返還等取扱通知の3③)

に該当すると断じることができない。

(3) 法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」の該当性について（本件入金6）

ア 本件入金6について検討するに、資産申告書に添付された通帳の写しには本件入金6の記載があることから、上記第8の2(2)カで述べたことと同様に、本件入金6について「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」（費用返還等取扱通知の3③）に該当すると断じることができない。

イ また、本件入金6については、法第29条第1項の規定に基づく調査に対する銀行からの回答書に記載はなく、審査請求人が提出した資産申告書に添付された通帳の写しによって処分庁が知るところとなったのであるから、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（費用返還等取扱通知の3④）に該当しない。

ウ このほか、本件入金6が「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」（費用返還等取扱通知の3①）又は「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」（費用返還等取扱通知の3②）に該当する事実も見当たらない（なお、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」（費用返還等取扱通知の3①）の基準に該当するのは、収入の申告について、個別具体的に処分庁から口頭又は文書による指示があったにもかかわらず、なお被保護者が収入申告をしなかった場合であって、保護の開始の申請時に処分庁から生活保護受給中の収入について申告義務があるとの説明を受け、被保護者が確認書に署名をしたに過ぎない場合に直ちに該当するものではない（令和元年10月17日東京都行政不服審査会答申参照）。）。

エ よって、本件入金6については、「法第78条の条項を適用する際の基準」（費用返還等取扱通知の3①から④まで）のいずれにも該当せず、かつ、「消極的に本来申告すべき事実を隠匿」（上記第8の2(2)アの札幌地方裁判所判決）したともいえないから、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとはいえず、本件処分のうち本件入金

6に係る部分は要件を欠き違法である。

(4) 費用徴収の額について

ア 法第78条第1項の規定による費用徴収の額は、申告されなかった収入を正しく認定したとして得られる保護費と支給済みの保護費（医療扶助を含む。）との差額を月々計算した上で、当該差額を合算して算定される。また、ある月の支給済みの保護費（医療扶助を含む。）に対してその月の収入額が上回る場合には、当該上回る額は翌月の繰越額として算定される（大山典宏編著「精選 生活保護運用実例集」（第一法規株式会社、令和5年）862頁参照）。

イ 処分庁が作成した「生活保護法第78条に基づく費用徴収額積算書」によれば、令和〇年〇〇月分の支給済み保護費が〇〇〇〇〇円と記載されているが、同月〇〇日付け〇〇県第〇〇〇〇号で住宅扶助（敷金）として支給した〇〇〇〇〇円が算入されていない。同じく、同年〇〇月分の支給済み保護費が〇〇〇〇〇円と記載されているが、同月〇〇日付け〇〇県第〇〇〇〇号で生活扶助（移送費）として現物支給した〇〇〇〇〇円及び住宅扶助（家賃）として支給した〇〇〇〇〇円の合計額〇〇〇〇〇円が算入されていない。

そもそも、「生活保護法第78条に基づく費用徴収額積算書」において医療扶助に係る保護費が算入されていない。

以上のとおり、処分庁の行った支給済み保護費の算定には誤りがある。

ウ そこで、令和〇年〇〇月から同年〇〇月までの間において審査請求人に支給された保護費は別表1のとおりであり、法第78条第1項の規定による費用徴収の対象となる収入は本件入金1から本件入金5までの各入金である（上記第8の2(1)から(3)まで参照）から、これらを上記第8の2(4)アに記載の算定方法により計算した結果、不正受給額は別表2のとおり〇〇〇〇〇円となり、これが法第78条第1項の規定による費用徴収の対象となるものである。

(5) 本件処分について

本件処分に係る通知文書には費用徴収額が〇〇〇〇〇円と記載されているところ、上記第8の2(3)で述べたとおり、本件入金6の〇〇〇〇〇円を費用徴収の対象とすることはできないから、本件処分のうち費用徴収額の〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円を差し引いた額（〇〇〇〇〇円）を超える部分は、違法であるといわざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 池田紀子、委員 三谷晋

別表 1 及び別表 2
(省略)